

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2019. 3. 4 VOL. 15-4

本号の内容

★ 民法改正講習会のエッセンス紹介



千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

電話 043-223-2166

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

2020年4月1日に本格施行される改正民法についての知識を習得し、県の実務に与える影響についての理解を深めるため、2019年1月28日に民法改正講習会を開催しました。

本号では、この講習会のエッセンスを御紹介します。

★★★☆☆☆☆ 講師：伊藤義文先生の御紹介 ☆☆☆☆☆

2000年に弁護士登録。千葉綜合法律事務所、真田・伊藤綜合法律事務所勤務。

2008年に伊藤綜合法律事務所設立。

県の実務に明るく、とても心強い先生です。

★★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1 消滅時効

現行の客観的起算点（権利を行使することができる時）から10年という時効期間に、主観的起算点（権利を行使することができることを知った時）から5年という時効期間が追加され、また、短期消滅時効（例：病院診療費（3年）、水道料金（2年））が廃止され、時効期間の統一化が図られました。

時効の進行障害事由（時効をリセットしたり、完成を猶予する事由）である中断・停止の考え方が見直され、更新・完成猶予という新しい考え方に整理・再編成されました。

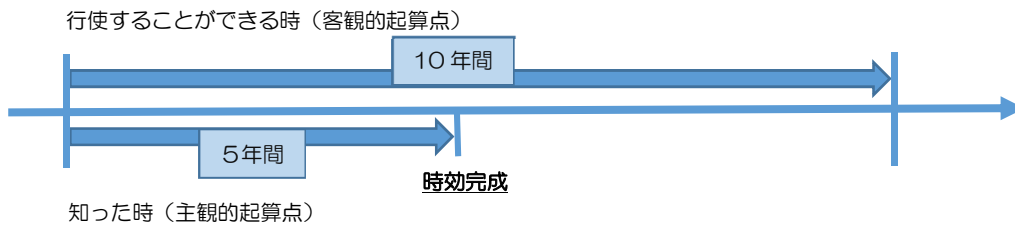
👉 実務への影響

改正により、時効は2つの時効期間のうちいずれか早い方の経過によって完成します。

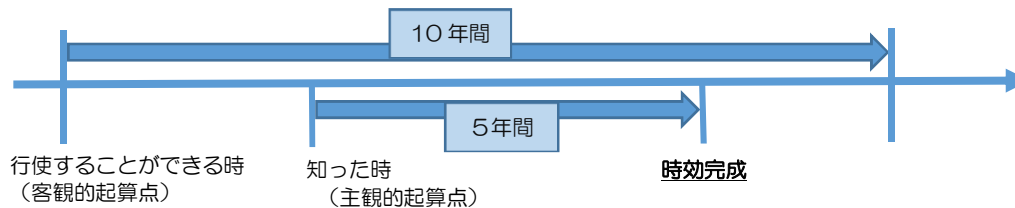


具体的には、以下のパターンに分かれます。

(1) 客観的起算点と主観的起算点が同じケース



(2) 客観的起算点と主観的起算点が違うケース



契約に基づいて発生する債権については、債権者は一般に権利行使可能日を知っているため、「権利を行使することができる時」と「権利を行使することができることを知った時」とが一致し、(1)のパターンになります。したがって、例えば水道の給水契約においては、時効期間は従来の2年から5年になります。

また、新たに完成猶予事由として、協議を行う旨の合意が追加されました。債権の発生が改正法の施行前でも、施行日以後に更新・完成猶予事由が発生すれば、時効は更新・完成猶予されます。

2 法定利率

契約の当事者間に利率についての合意がない場合等に適用される「法定利率」について、年5%から年3%に引き下げた上で、将来的に市中の金利動向に合わせて変動する仕組みが導入されました。

実務への影響

法定利率の変動については、3年ごとに見直しがあり、1%幅で変動します。一度決まった利率は変更されず(1つの債権について1つの法定利率)、利息が生じた時点が重要となります。

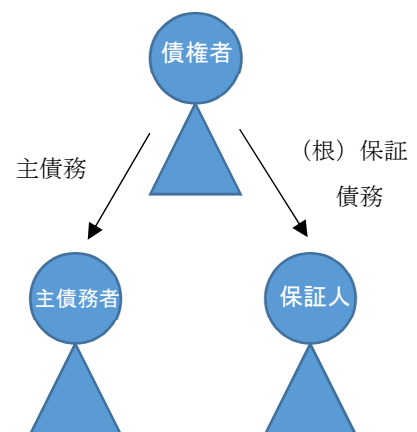
3 保証

個人保証人の保護の拡充の観点から以下のとおり、大幅な改正がありました。

個人根保証契約に関する改正

現行、貸金等債務の場合にのみ義務付けられていた極度額の定め義務付け等について、全ての根保証契約に適用されることとなりました。

根保証：継続的な事業融資の保証など将来発生する不特定の債務の保証



- 第三者保証の制限に関する規定の新設

保証人が個人であり、事業のために負担した貸金等債務について保証契約を締結する場合（経営者保証等の場合を除く。）に「保証意思宣明公正証書」が必要となりました。

- 情報提供義務に関する規定の新設

事業上の債務の保証を個人に委託する場合、主債務者による保証人への情報提供等が義務付けられました。

👉 実務への影響

1 公営住宅事務

連帯保証人による保証が「個人根保証」に当たることから、契約中に極度額を定めなければ連帯保証契約は無効となります。極度額は、「元本、利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額」の全額について「確定的」に定める必要があります。

例えば、個人根保証契約において、「極度額を賃料の数か月分」とした場合、賃料の変更に伴い、極度額が変更される可能性があるため「確定的（具体的な金額）」とは言い難く、無効となり得ます。

2 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付

事業のために負担する債務（母子事業開始資金・母子事業継続資金等）である場合、次のような点に留意しましょう。

- 申請書中の「現在の事業」「他の借入金の状況」のほかに、①財産及び収支の状況、②主債務以外に負担している債務の履行状況、③主債務に提供する他の担保（連帯保証人、抵当権等）の内容などを主債務者に告知させ、連帯保証人が説明を受けた旨の記載（署名・押印等）をしておく必要があります。

主債務者が保証人に情報を提供しない場合、債権者（県）は保証債務の履行請求ができなくなるため、債権者（県）は十分な確認及び証拠保存が必要です。

- 一定の場合を除き新たに必要となった「保証意思宣明公正証書」に、民法所定の事項が漏れなく盛り込まれているか、県においてもチェックし、公正証書の写しをとっておくことが必要です。



4 債権譲渡

譲渡制限特約（現行法下では、いわゆる「譲渡禁止特約」）の効力については、現行法では譲渡制限特約に違反した譲渡は原則無効とされていましたが、改正法では同特約が付されていても債権譲渡そのものの効力は妨げられないこととなりました（譲受人がその特約を知っていた場合などは、譲受人に対する債務の履行を拒むことができます。）。

その他、将来債権譲渡の明文化、異議をとどめない承諾の制度の廃止、債権譲渡と相殺などについての改正も注意が必要です。

👉 実務への影響

工事請負契約の現ひな形（例）

（権利義務の譲渡等）

第〇条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 （略）

上記のとおり譲渡制限特約が付されているにもかかわらず、請負人（譲渡人）が同特約に違反して、債権（債務者）への債権を第三者（譲受人）に譲渡した場合、次のとおりとなります。

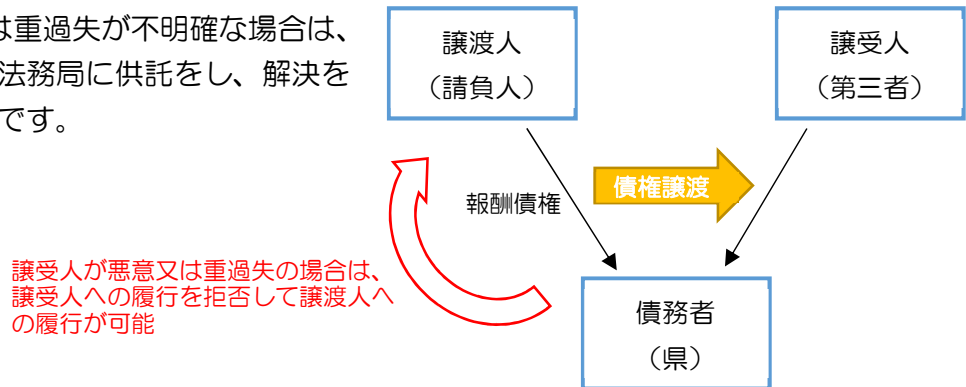
（現行法） 譲渡制限特約があるため、債権譲渡は無効（物権的効力）

ただし、善意無重過失の（知らなかった、かつ、知らなかったことにつき重大な過失がない）第三者には対抗できません。

（改正法） 譲渡制限特約があっても債権譲渡は有効

ただし、同特約について譲受人が悪意（知っていた）又は重過失の場合は、債権者は債務の履行を拒むことができ、譲渡人への履行をもって譲受人に対抗することができます。（特約の抗弁権）

また、悪意又は重過失が不明確な場合は、債権者（債権者）は法務局に供託をし、解決を図ることが可能です。



5 契約解除

契約解除の要件に関して、現行法では、債務者に帰責事由がない場合には解除が認められないとされていますが、改正法では、解除の要件として、債務者の帰責事由は不要とされました（なお、債権者に帰責事由がある場合には解除はできないとされています。）。

また、無催告で解除ができる事由として、「債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき」などが加えられました。

実務への影響

物品売買契約書の現ひな形（例）

（甲の解除権）

第〇条 次の各号のいずれかに該当するときは甲（債権者）は、この契約を解除することができる。この場合の損害は、すべて乙（納品者）が負担する。

(1) (略)

(2) 甲が乙の過怠により義務を履行することができないと認めたとき。

(3)～(7) (略)

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

このような条項については、次のように改めるべきと考えます。

① 解除について帰責事由は不要 → (2)「乙の過怠により」を削除。

（また、解除の前提として催告を要するものとするかどうかについて検討しましょう。

なお、1項柱書き後段の損害賠償責任の発生には過失が必要です）。

② 2項の違約金は、損害賠償の予定として定めたものとする、損害賠償の発生には過失が必要なので、乙の無過失による解除の場合は違約金の規定を除外。

なお、契約に基づく解除の要件として帰責事由を要することとしてもかまいませんが、その場合、民法上の解除権との関係はどうなるかという問題があります。

民法上の解除権は適用しないという契約であれば、契約に基づく解除権だけになります。

そのような契約でなければ、民法上の解除権と契約に基づく解除権の両方が存在することになります。そうなることがよくないということであれば、その視点での契約条項の整理も必要となります。



6 約款規制

不特定多数の者を相手とし、同種取引をする場合に取引を迅速・効率的に行うために、「定型約款」（一般的な例：鉄道の運送約款、電気の供給約款）を契約内容とする旨の表示等があれば、定型約款の個別の条項に合意したものとみなされることとする規定が新設されました。

新設規定の対象となる約款（定型約款）の定義や、定型約款が契約の内容となるための要件のほか、定型約款の内容（不当条項等）に関する規制、内容表示義務、変更要件について規定が整備されました。

実務への影響

水道法上の供給規程である給水条例は、条例の制定手続などの特殊性により、定型約款に該当しないと判断できるのではないのでしょうか。しかし、規則相当である給水条例施行規程は、不特定多数の者を相手方として、給水契約の内容を画一的に定めている条項の総体として定型約款に当たる可能性があります。

民法上の定型約款に当たるかは、条文（548条の2）の要件に照らし合わせて慎重な検討が必要です。

注意が必要なのは、定型約款に当たる場合には、変更の際に次のような法律上の要件を満たさなければならないことです。

- 内容について
 - ① 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的であるとき。
- 手続について
 - ③ 変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他適切な方法により周知しなければならない。

内容が問題なくても、周知要件を満たさなければ、変更の効力が認められないことがあります。

なお、定型約款の該当性の判断は難しく、定型約款に当たるかがはっきりしない場合は、念のため法律上の要件を満たす変更手続を踏んでおくといよいでしょう。

7 売買契約中の売主の担保責任

売買目的物に不具合（現行法では「瑕疵」）がある場合の、責任の内容や要件等、売主の担保責任に関する全般的な見直しがされました。

買主は売主に、追完請求（修補・代替物の引渡し等）や、これに応じなかった場合の代金減額請求ができ、一定の要件を満たせば、損害賠償請求や契約解除ができることとされました。

また、「隠れた瑕疵」という要件は、「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」に改められました。

実務への影響

物品売買契約書の現ひな形（例）

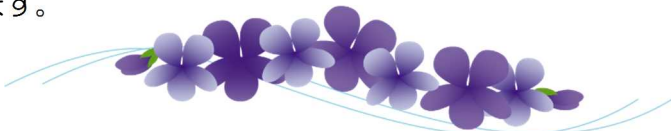
第〇条 現品納入後、甲（県）において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き乙（納品者）は甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

改正の趣旨を踏まえると、「損傷等」に限られることなく、「契約の内容に適合しない場合」とするべきです。改正法では、特定物・不特定物を問わず、売主は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合した目的物を引き渡す義務を負います。

「契約の内容」については、契約書記載事項のほか、当事者の意思や社会通念によって客観的に定まります。

売買契約前に判明している不具合について、売主が説明し、買主がこれを前提として、契約の一内容として売買契約を締結した場合には、担保責任は発生しません。したがって、売主サイドに立った場合は、売買契約前に判明している不具合があれば、可能な限り契約内容に盛り込んでおくべきと考えます。一方、買主サイドに立った場合は、売買目的物の種類、品質又は数量に関して、できるだけ詳細に契約事項に記載し、契約内容としておく必要があると考えます。

なお、売買契約後に発見された引渡し前の原因による不具合については、契約の内容に適合していないのであれば担保責任の対象となります。



8 請負

請負人の担保責任に関しては、売主の担保責任の規定が準用されることとなりました。このほかにも様々な改正がありますが、一例としては次のようなものがあります。

- ・現行法では、仕事が途中で完成しなかった場合の報酬に関する明文規定がありませんが、改正法では、注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合等は、請負人は、注文者の利益の割合に応じた報酬の請求が可能とすることが明文化されました。

実務への影響

工事請負契約の現ひな形（例）

（瑕疵担保）

第〇条 発注者（県）は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者（工事請負人）に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

請負契約に基づく請負人の担保責任については、売買に関する売主の担保責任の規定が準用されます。目的物の「瑕疵」の概念が廃止され、「契約内容との不適合」があれば、請負人（受注者）が担保責任を負うこととなり、注文者（発注者）は追完請求や代金減額請求等を行うことができます。

したがって、「瑕疵が重要でない」との部分は削除が可能と考えられます（契約不適合の解釈中に組み込まれます。）。

その他、危険負担や契約上の地位の移転等についても触れていただきました。

伊藤先生、貴重な御講義をありがとうございました！